

事務連絡
令和6年8月26日

各 { 都道府県 }
 { 政令市 } 衛生主管(部)局
 { 特別区 } 結核対策担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における
結核に関する疑義について

日頃、感染症対策の推進に当たっては、御協力をいただきありがとうございます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における結核に関してこれまでにいただいた質問に対する回答を送付しますので、ご参照ください。

【問い合わせ先】

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課
結核対策推進室 影山、伊豆倉
TEL 03-5253-1111 (内2931)
FAX 03-3581-6251

(定期健康診断関係)

Q 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 53 条の 2 第 1 項等において規定された事業者、学校、施設が実施する結核に係る定期の健康診断のうち、「学校」とは何を指すか。

A 1 本条における「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校であるものと解している。また、このうち「大学」には大学院を含むこととなる。

【参考】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）
（定期の健康診断）

第五十三条の二 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者（以下この章及び第十三章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第十三章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

2～5 （略）

【参考】学校教育法（抄）
〔学校の範囲〕

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(感染症の診査に関する協議会関係)

Q 2 感染症法第 24 条の感染症の診査に関する協議会（以下、「協議会」という。）の開催方式について、平成 19 年 3 月 29 日健感発第 0329003 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知において、感染症法第 20 条第 1 項の規定による勧告に係る入院についての協議会への意見聴取は、例外的にテレビ電話会議等により簡素化して差し支えないこととされている。保健所において定例的に開催している協議会を、対面ではなくオンラインにより実施することはできるか。

A 2 協議会を対面ではなくオンラインにより実施することは、禁止されていない。ただし、会議ソフトウェアのセキュリティや個人情報の取扱いの問題、画面の解像度の問題等がありうるため、実施については各自治体又は保健所にて判断いただきたい。